

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 月 日

テックエンジニアリング

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 テックエンジニアリング株式会社
 〒590-0809
 住所 堺市堺区旭ヶ丘北町2丁4番7号
^{フリガナ}サガチ シゲヒコ
^{フリガナ}代表者氏名 代表取締役 坂口 茂彦
 電話番号 072-247-0848
 FAX番号 072-244-5239
 メールアドレス sakaguchi012@tomitadenki.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	レ	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	レ	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	レ
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 3 年 月 日

申請者 氏名又は名称 テックエンジニアリング株式会社
住 所 堺市堺区旭ヶ丘北町2丁4番7号
代表者氏名 代表取締役 坂口 茂彦



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 坂口 茂彦 取締役 富田 茂利 取締役 中西 良雄 監査役 富田 尚典	
事業の範囲	管工事業、水道施設工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	テックエンジニアリング株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 〒590-0809 住所 堺市堺区旭ヶ丘北町2丁4番7号 電話番号 072-247-0848 F AX番号 072-244-5239 メールアドレス sakaguchi012@tomitadenki.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
中川 清和 <small>ナカガワ ヒロカズ</small>	第281185号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 3年 3月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用機械器具	金切のこ <input checked="" type="checkbox"/>		1	
	パイプカッター	1 / 2 ~ 1 1/2	1	
	ダイヤモンドハンドカッター		1	
	塩ビカッター	VP-30	2	
管の加工用機械器具	やすり <input checked="" type="checkbox"/>	200平型 半丸型	3	
	パイプねじ切器 <input checked="" type="checkbox"/>	ラチェット式 PT 1 / 2 ~ 1 1/2	2	
接合用の機械器具	パイプレンチ <input checked="" type="checkbox"/>	300mm	1	
	プライヤー	250mm	1	
	ラチェットレンチ	19×24	2	
	ガストーチ <input checked="" type="checkbox"/>	ワンタッチトーチ	5	
	モンキーレンチ <input checked="" type="checkbox"/>	M24 200mm	2	
水圧テストポンプ	手動テスター	T50	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3年 月 日

申請者	氏名又は名称	テックエンジニアリング株式会社
	住 所	堺市堺区旭ヶ丘北町2丁4番7号
	代表者氏名	代表取締役 坂口 茂彦



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府堺市堺区旭ヶ丘北町二丁4番7号
テックエンジニアリング株式会社

会社法人等番号	1201-01-004833	
商号	テックエンジニアリング株式会社	
本店	大阪府堺市旭ヶ丘北町二丁4番7号	
	大阪府堺市堺区旭ヶ丘北町二丁4番7号	平成18年 4月 1日変更
		平成18年 5月15日修正
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和62年1月28日	
目的	1. 電気工事業 2. 管工事業 3. 土木工事業 4. 水道施設工事業 5. 消防施設工事業 6. 上記各号に附帯関連する事業	
発行可能株式総数	640株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 400株	平成21年 7月10日変更
		平成21年 7月23日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
資本金の額	金2000万円	平成21年 7月10日変更
		平成21年 7月23日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	

役員に関する事項	取締役	<u>坂口茂彦</u>	平成28年 1月25日重任
			平成28年 5月25日登記
	取締役	<u>坂口茂彦</u>	平成30年 1月25日重任
			平成30年 2月 2日登記
	取締役	<u>坂口茂彦</u> ✓	令和 2年 1月31日重任
			令和 2年 3月12日登記
	取締役	<u>富田茂利</u>	平成28年 1月25日重任
			平成28年 5月25日登記
	取締役	<u>富田茂利</u>	平成30年 1月25日重任
			平成30年 2月 2日登記
	取締役	<u>富田茂利</u> ✓	令和 2年 1月31日重任
			令和 2年 3月12日登記
取締役	<u>中西良雄</u>	平成28年 1月25日重任	
		平成28年 5月25日登記	
取締役	<u>中西良雄</u>	平成30年 1月25日重任	
		平成30年 2月 2日登記	
取締役	<u>中西良雄</u> ✓	令和 2年 1月31日重任	
		令和 2年 3月12日登記	
大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町五丁607番地 代表取締役	<u>坂口茂彦</u>	平成28年 1月25日重任	
		平成28年 5月25日登記	
大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町五丁607番地 代表取締役	<u>坂口茂彦</u>	平成30年 1月25日重任	
		平成30年 2月 2日登記	
大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町五丁607番地 代表取締役	<u>坂口茂彦</u>	令和 2年 1月31日重任	
		令和 2年 3月12日登記	

大阪府堺市堺区旭ヶ丘北町二丁4番7号
テックエンジニアリング株式会社

	監査役 富田尚典	平成28年 1月25日就任
		平成28年 5月25日登記
	監査役 富田尚典 ✓	令和 2年 1月31日重任
		令和 2年 3月12日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成28年 5月25日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年 7月 4日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和 3年 3月29日

大阪法務局
登記官

正井 義一



第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、テックエンジニアリング株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 電気工事業
2. 管工事業
3. 土木工事業
4. 水道施設工事業
5. 消防施設工事業
6. 上記各号に附帯関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府堺市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社が発行することができる株式の総数は、640株とする。

(株券の発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行するものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する請求、届出の手續及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第10条 当社は、事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、予め公告してそのための基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集する。社長に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順位により他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より1週間までに、議決権を有する各株主に対

して招集通知を発するものとする。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、会日の2週間前までに発するものとする。

(議長)

第12条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故若しくは支障があるときは、取締役会において予め定めた順位により、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第13条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。

(総会議事録)

第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第16条 当会社には、取締役3名以上を置く。

(取締役の選任)

第17条 当会社の取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

(取締役の解任)

第18条 取締役の解任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

2 補欠又は増員により就任にした取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第20条 取締役会は、取締役の中から社長1名を選任する。

2 社長は、会社を代表する。

3 取締役会は、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

4 取締役会は、社長のほかに、前項の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

5 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序で、社長の業務を行う。

第5章 取締役会

(取締役会の設置)

第21条 当社は取締役会を置く。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序で、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

2 当社は、取締役が取締役会の決議事項につき提案した場合において、当該提案につき決議に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法423条1項に定める責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役会の決議により、会社法425条1項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第6章 監査役

(監査役の設定, 員数)

第28条 当会社に監査役2名以内を置く。

(監査役の選任)

第29条 当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によって選任する。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、その退任した監査役の任期満了時とする。

(監査の範囲)

第30条の2 監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

(監査役の報酬等)

第31条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第7章 計算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第33条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。

(中間配当)

第34条 当社は、取締役会の決議により、毎年4月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 剰余金の配当金及び中間配当金が、支払いの提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。

2 前項の配当金には利息を付けない。

(法令の準拠)

第36条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

上記は当社の現行定款に相違ありません。

令和3年3月29日

テックエンジニアリング株式会社
代表取締役 坂口 茂彦



第二八一八五号

給装置事任技術者免状

本籍 大阪府

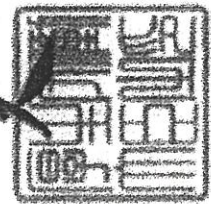
氏名 中川清和

昭和四十六年七月十八日生

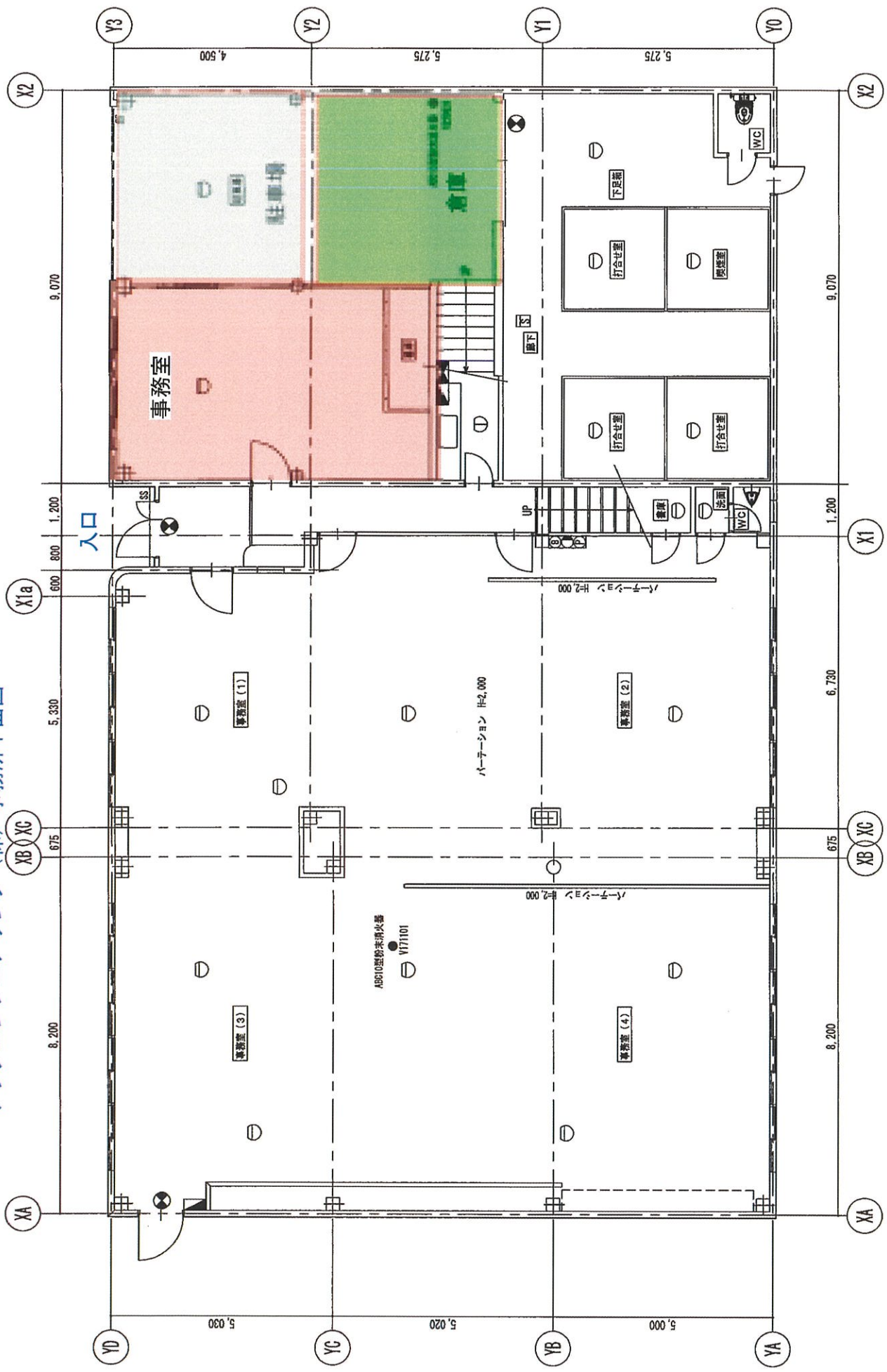
水道法昭和五十年法律第百五号の
規定により給装置事任
技術者免状を交付する。

平成二十八年一月十三日

厚生労働大臣 塩崎恭久

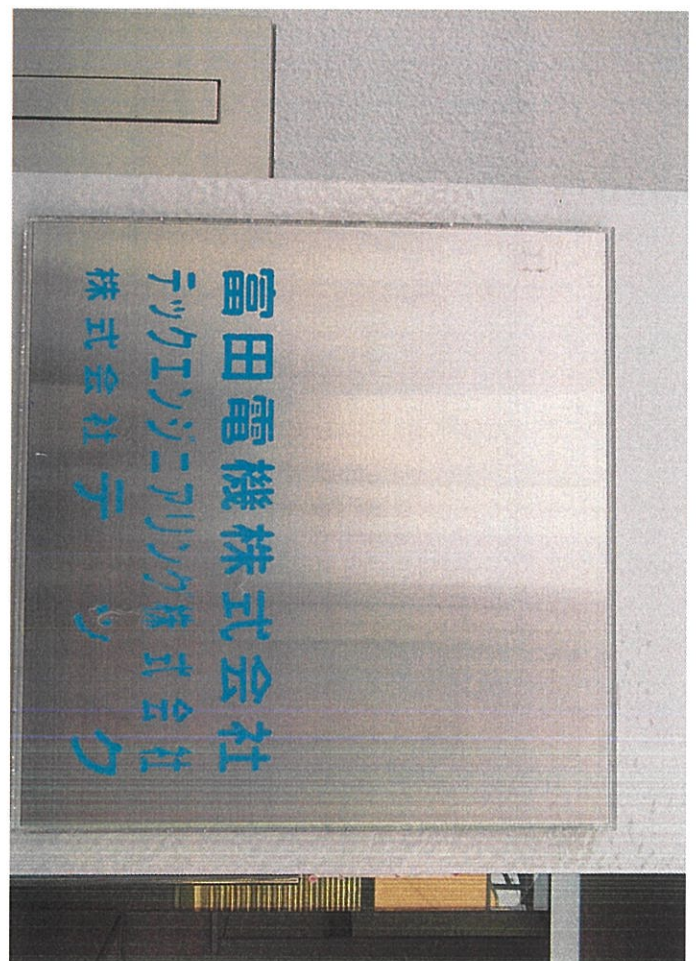
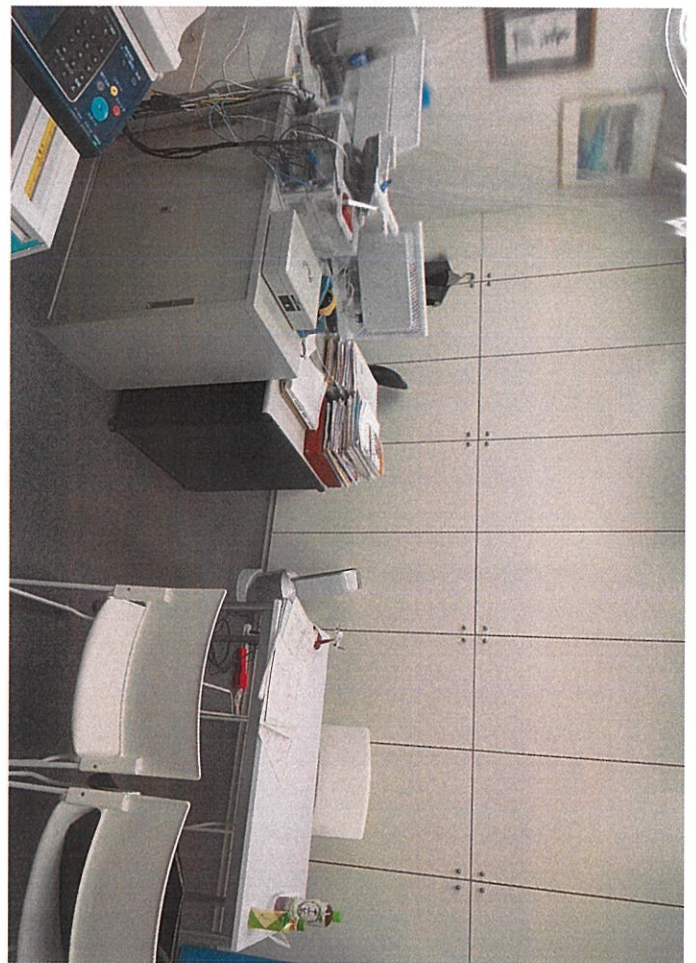


テックエンジニアリング (株) 事務所平面図



株式会社 テック 事務所ビル
 1階 平面図 消火器・感知器・誘導灯配置図 1/80

変更後



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 月 日

テックエンジニアリング

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 テックエンジニアリング株式会社
 〒590-0809
 住所 堺市堺区旭ヶ丘北町2丁4番7号
 サカグチ シゲヒコ
^{フリガナ}代表者氏名 代表取締役 坂口 茂彦
 電話番号 072-247-0848
 FAX番号 072-244-5239
 メールアドレス sakaguchi012@tomitadenki.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者^{選任}・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	レ	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	レ	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	レ
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・~~解任~~届出書

水道事業者 殿

令和 3年 月 日

届出者 氏名又は名称 テックエンジニアリング株式会社
住 所 堺市堺区旭ヶ丘北町2丁4番7号
代表者氏名 代表取締役 坂口 茂彦

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任 ~~解任~~の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	テックエンジニアリング株式会社	
上記事業所で選任・ 解任 する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状 の交付番号	選任・ 解任 の年月日
中川 清和	第281185号	令和3年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二八一八五号

給装盟事主任技術者免状

本籍 大阪府

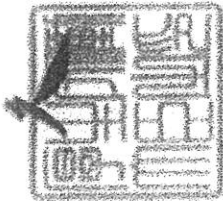
氏名 中川清和

昭和四十六年七月十八日生

水道法昭和五十年法律第百七号の
規定により給装盟事主任
技術者免状を交付する。

平成二十八年一月十三日

厚生労働大臣 塩崎恭



委任状

私は、次の者を代理人と定めて下記の権限を委任します。

住所	(事務所) 大阪府堺市堺区北瓦町2-4-16 堺富士ビル5階 大阪市東成区中道3-17-9-803
氏名	行政書士 宮崎 忠雄
連絡先	072-227-1351 090-4647-4428

記

許可、認可、申請の種類及び目的	1 指定給水装置工事事業者指定申請
提出先	大阪府泉佐野市、貝塚市、岸和田市、和泉市、松原市、藤井寺市、 藤井寺市、太子町、吹田市 奈良県大和郡山市、香芝市、河合町

上記の行為等について

1. 上記申請及び届出に伴う資料収集、書類作成、申請代理、補正
2. 申請書等副本の受領
4. 上記に関連する一切の件

令和 3年 3月 29日

堺市堺区旭ヶ丘北町二丁4番7号
テックエンジニアリング株式会社
代表取締役 坂口 茂彦

